

令和6年度 愛知県内部統制評価報告書

愛知県知事大村秀章は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

愛知県知事大村秀章は、本県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「愛知県内部統制基本方針」（令和2年3月26日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続き

本県においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

なお、評価手続は、ガイドラインに基づき、全庁的な内部統制の評価及び業務レベルの内部統制の評価を行いました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、本県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていたと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和7年6月30日 愛知県知事 大村 秀章